

事務所だより9月

2022(R4)

Vo.150

I 原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金

京都府では、原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善を図るため、省エネ機器等の導入の取り組みを支援するための補助金の受付を開始しています。

◆原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金の概要

対象は京都府内に事業所等を有し、現に事業活動を行っている中小企業者、小規模事業者、個人事業主等です。『省エネ対策に係るWEBセミナー動画』を視聴し、申請書に『省エネ対策や経営改善に関する目標』を記載する必要があります。補助対象経費となるのは①省エネ機器(エアコンや冷蔵・冷凍のショーケース等)、②経営効率化のために導入する情報システム(ソフトウェア)です。省エネ機器に関しては、家電用であれば、「省エネ統一ラベル3.0以上」、業務用であれば15%以上の省エネ改善効果が認められること、①と②を合わせて20万円(税抜き)以上であることが必要となります。補助対象経費の3/4、最大50万円までが助成されます。申請期間は令和4年8/1(月)～8/31(水)、9/1(木)～9/30(金)、10/1(土)～11/15(火)の3回で、1事業者につき、1回のみ申請が可能です。ただし、令和4年6/22(水)～11/15(火)に事業完了(発注・購入・納品・支払いまで)してからの申請となりますので、注意が必要です。

相談窓口 : 0570-078-222

HP: <https://www.ki21.jp/r4/bukkakoutou/20220715/>

連載コラムNo. 22

「残業代」についての基礎知識

「残業代」は時間帯や時間数、出勤した日などによって計算方法が変わります。今回は「残業代」の基礎知識についてご紹介します。

◆知っておきたい、「残業代」の基礎知識

時間外、深夜(原則として午後10時～午前5時)の労働は1時間あたりの賃金の2割5分以上、法定休日に労働をさせた場合には1時間あたりの賃金の3割5分以上の割増賃金を支払わなければならないということが労働基準法37条に規定されています。また、1ヶ月に60時間を超える時間外労働の割増率は5割以上と規定されていますが、中小企業では現在猶予されており、2割5分以上で良いとされています。しかしながら、働き方改革関連法の成立により、2023年4月からは中小企業においても割増率が5割以上となるため注意が必要です。ここでの中小企業の定義は業務の分類ごとに「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかで決まっていますので確認しておきましょう。従業員との労使協定において締結していれば、1ヶ月60時間を超える残業において、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することも可能です。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

